

# 再生可能エネルギー等導入推進基金事業（グリーンニューディール基金）

（担当：総合環境政策局環境計画課）

24年度予算額（案） 121.0億円

## 目的・意義

東日本大震災の被災地域の復興や、原子力発電施設の事故を契機とした電力需給の逼迫を背景として、再生可能エネルギーや未利用エネルギーを活用した自立・分散型エネルギーの導入による災害に強く環境負荷の小さい地域づくりが国を挙げての課題となっています。本事業では、東北地方のみならず、地震や台風等による大規模な災害に備え、再生可能エネルギー等の導入を支援し、全国的に展開するため、グリーンニューディール基金制度を活用し、地域主導での自立・分散型エネルギー導入を支援します。

## 事業内容

地方公共団体が行う、防災拠点への再生可能エネルギーの導入事業等が対象

【基金対象事業】(121.0億円)

- (1) 再エネ等導入に係る計画策定事業  
地域の再生可能エネルギー等を活用し「災害に強く環境負荷の小さい地域づくり」を推進するための計画策定
- (2) 公共施設における再エネ等導入事業  
防災拠点や災害時に機能を保持すべき公共施設への、再生可能エネルギーや蓄電池、未利用エネルギーの導入
- (3) 民間施設における再エネ等導入促進事業  
防災拠点や災害時に機能を保持すべき一部の民間施設に対する、再生可能エネルギーや蓄電池、未利用エネルギーの導入支援や事業実施に係る利子補給
- (4) 風力・地熱発電事業等支援事業  
大型風力発電や地熱発電等を行う民間事業者に対する、事前調査等に要する経費の支援や事業実施に係る利子補給

## 補助内容

### 1. 補助対象者：

- (1) 再エネ等導入に係る計画策定事業：都道府県・指定都市
- (2) 公共施設における再エネ等導入事業：都道府県・指定都市、都道府県→市町村
- (3) 民間施設における再エネ等導入促進事業：都道府県・指定都市→民間事業者
- (4) 風力・地熱発電事業等支援事業：都道府県・指定都市→民間事業者

### 2. 対象設備・事業：

地方公共団体又は民間の防災拠点となりえる施設への再生可能エネルギー等の導入

### 3. 負担割合：

- (1) 再エネ等導入に係る計画策定事業：定額
- (2) 公共施設における再エネ等導入事業：定額
- (3) 民間施設における再エネ等導入促進事業：補助率 1/3（特定被災地方公共団体は 1/2）または利子補給
- (4) 風力・地熱発電事業等支援事業：補助率 1/2 または利子補給



# 省エネ自然冷媒冷凍等装置導入促進事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課フロン等対策推進室)

24年度予算額(案) 2.5億円

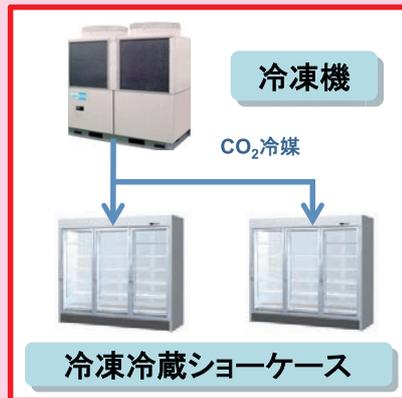
## 目的・意義

スーパーマーケットやコンビニエンスストアなどの小売店舗や、冷凍工場、食品・農水産物加工場、及び市場、物流倉庫などの物流拠点等で冷凍、冷蔵、空調用に使われている装置は、一般的に大量のエネルギーを消費していますが、近年、省エネルギー性能に優れ、かつ冷媒として、強力な温室効果ガスであるフロン類ではなく、格段に環境負荷の少ない自然冷媒(アンモニア、CO<sub>2</sub>等の元来自然界に存在する物質)を利用した冷凍・冷蔵・空調装置(省エネ自然冷媒冷凍等装置)が開発されています。

こうした省エネ自然冷媒冷凍等装置を導入することによって、使用時の電力の節減を図ることができ、エネルギー起源CO<sub>2</sub>(エネルギーの使用に伴い発生するCO<sub>2</sub>)排出量の削減と冷媒の脱フロン化によるフロン類の排出削減を同時に推進できることから、本事業の実施によりその普及促進を図るものです。

## 事業内容

省エネ自然冷媒冷凍等装置の導入に対して補助を行います。対象となる装置として、例えば次のようなものが開発されています。



### 補助対象となる装置例

- ①スーパーマーケット、コンビニエンスストアの冷凍機・冷蔵庫、ショーケース等
- ②冷凍工場、食品・農水産物加工場等の冷凍機、冷蔵庫、冷温熱給水器、空調機器等
- ③市場、物流倉庫等の冷凍機、冷蔵庫、空調機器等



## 補助内容

1. 補助対象者：民間事業者
2. 補助対象事業：既存の冷凍等装置を更新する際、あるいは新設する際に、省エネ自然冷媒冷凍等装置を導入する事業
3. 負担割合：自然冷媒冷凍等装置導入費用とフロン冷媒冷凍等装置導入費用の差額の1/3を限度として補助します(工事費を含みます。)



# 廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業

(担当：大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課、廃棄物対策課)

24年度予算額(案) 7.7億円

## 目的・意義

廃棄物分野に関連する地球温暖化対策として、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用を推進しつつ、燃やさざるを得ない廃棄物からのエネルギーを有効活用する廃棄物高効率熱回収やバイオマスエネルギー活用、電動式塵芥収集車の導入等により、エネルギー起源 CO<sub>2</sub> の削減を推進することを目的としています。

## 事業内容

### 1. 廃棄物エネルギー導入事業

本事業は、廃棄物を主たる業とする民間事業者等が行う、以下の高効率な廃棄物エネルギー利用施設またはバイオマスエネルギー利用施設の整備事業（新設、増設又は改造）について補助を行います。

- |                   |                         |
|-------------------|-------------------------|
| (1) 廃棄物高効率熱回収     | (2) バイオマス発電             |
| (3) バイオマス熱供給      | (4) バイオマスコージェネレーションシステム |
| (5) 廃棄物・バイオマス燃料製造 | (6) ゴミ発電ネットワーク          |
| (7) 熱輸送システム       |                         |

### 2. 電動式塵芥収集車導入補助事業

地方公共団体又は民間事業者が電動式塵芥収集車（パッカー装置を電動化した塵芥車。電動化と併せて車体をハイブリッド化又は CNG 化する場合を含む。）を導入する際に導入費用に対して補助を行います。

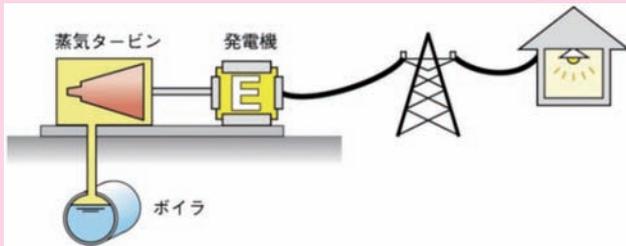


図1 廃棄物発電のイメージ

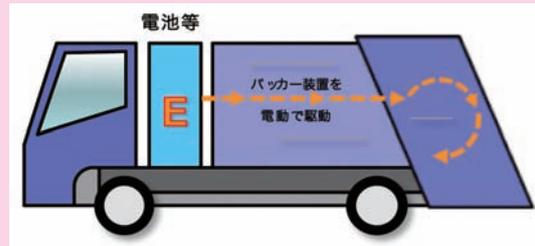


図2 電動式塵芥収集車のイメージ

## 補助内容

### 1. 廃棄物エネルギー導入事業

- (1) 補助対象者：民間団体
- (2) 補助対象施設・事業：以下の①～⑤すべての条件を満たすもの
- ①一定以上のエネルギー利用効率等の要件を満たすもの
  - ②廃棄物処理施設の設置許可を受けたもの。（設置許可が必要なものに限る。）
  - ③地球温暖化防止に資する効果が十分高く、かつ事業者の取組として先進的であり、他事業者への波及効果が高いもの
  - ④熱利用先または製造された燃料の販売先が確定しているもの
  - ⑤その他、事業実施計画が確実かつ合理的であること等
- (3) 補助交付額：

- ①事業内容の(1)～(4)について  
施設の高効率化に伴う増嵩(ぞうすう)費用です。  
(ただし、補助対象となる施設整備費の1/3を限度とします。)
- ②事業内容の(5)及び(6)について  
補助対象となる施設整備費の1/2を限度とします。

補助対象施設整備費	
環境省	民間団体
1/3 (最大)	2/3

補助対象施設整備費	
環境省	民間団体
1/2 (最大)	1/2

### 2. 電動式塵芥収集車導入補助事業

- (1) 補助対象者：地方公共団体及び民間団体
- (2) 補助対象事業：電動式塵芥収集車（パッカー装置を電動化した塵芥車。電動化と併せて車体をハイブリッド化又は CNG 化する場合を含む。）を導入する事業
- (3) 補助交付額：補助対象事業について、通常車両との差額の1/2

補助対象事業費	
環境省	地方公共団体・民間団体
1/2 (最大)	1/2

# 低炭素化に向けた事業者連携型モデル事業

(担当：総合環境政策局環境計画課)

24年度予算額(案) 3.0億円

## 目的・意義

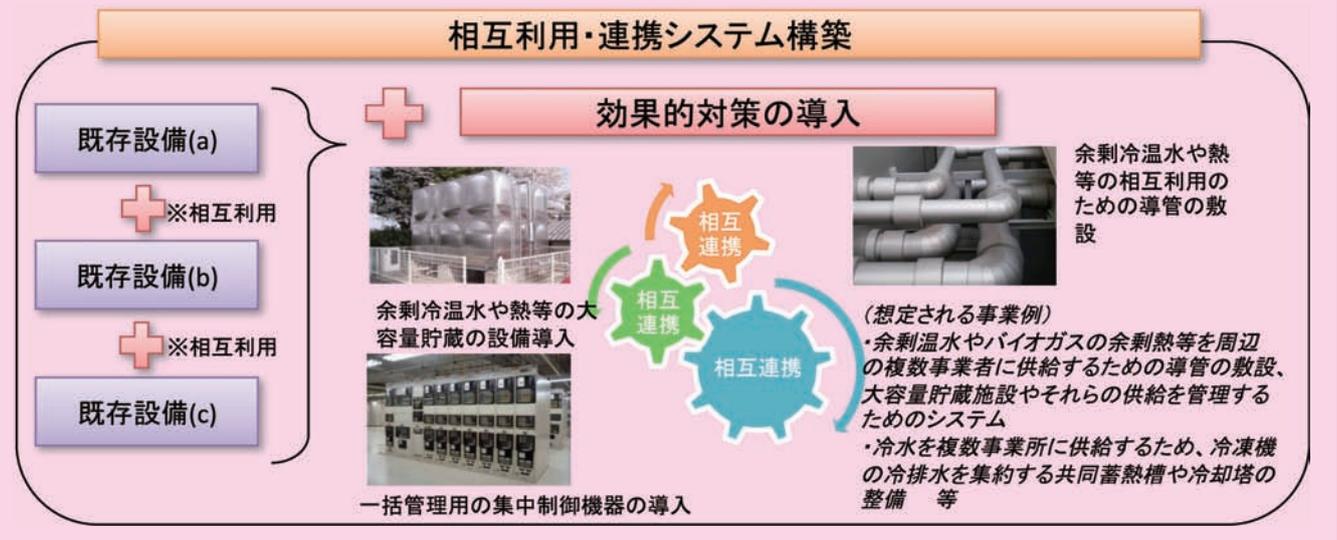
温室効果ガスの削減対策を推進するためには、先進的な設備を導入するだけでなく、既に導入されている設備の効率的な活用や効果的な対策・技術の共同導入並びにエネルギー等の相互利用を積極的に進めていくなど、事業者間の創意工夫による効果的な対策も必要です。本事業では、事業者が連携するために最適な設備の整備や効率的な運用を行うためのシステム構築並びに効果的な対策の導入の組合せにより、事業者等の連携による低炭素化に向けたモデル的な取組を実施し、温室効果ガス 25%削減の実効性を検証します。

## 事業内容

### 【低炭素化に向けた事業者連携型モデル事業(補助事業)】(3.0億円)

技術的に確立され、①削減効果が確認されている対策の共同導入、②既存設備の能力の最大限活用、③相互連携システム構築の組合せ、により、温室効果ガス 25%削減目標を達成できる事業で、具体的に下記(1)～(3)の条件を満たす事業

- (1) 1990年比で、温室効果ガス 25%目標を達成すること
- (2) 事業者間が連携して実施することで、単体対策として実施するよりも、削減効果や費用対効果が高くなること
- (3) 事業完了後は、環境省が効果検証を行い、その結果を公表(効果検証の結果、削減目標を達成していない場合には、補助金を返還)



## 補助内容

※本事業については、新規募集を行いません。(前年度からの継続事業のみ実施)

1. 補助対象者：民間団体
2. 対象事業：

技術的に確立され、①削減効果が確認されている対策の共同導入、②既存設備の能力の最大限活用、③相互連携システム構築の組合せ、により、温室効果ガス 25%削減目標を達成できる事業で、具体的に下記(1)～(3)の条件を満たす事業

- (1) 1990年比で、温室効果ガス 25%目標を達成すること
- (2) 事業者間が連携して実施することで、単体対策として実施するよりも、削減効果や費用対効果が高くなること
- (3) 事業完了後は、環境省が効果検証を行い、その結果を公表(効果検証の結果、削減目標を達成していない場合には、補助金を返還)

3. 負担割合：

総事業費の 1/2 を上限とする補助

総事業費	
環境省	民間事業者
1/2 (最大)	1/2

# 病院等へのコージェネレーションシステム緊急整備事業（厚生労働省連携事業）

（担当：地球環境局地球温暖化対策課）

24年度予算額（案） 10.0億円

## 目的・意義

本事業では、医療施設又は福祉関係施設への、都市ガス又はLPGを使用したガスコージェネレーションシステムの導入を支援し、電力供給の安定化を図り、災害時における人命にかかる事態を回避するとともに、地球環境問題としての温室効果ガス排出、地域環境問題（公害）としての大気汚染物質排出の双方を同時に削減するという重要かつ緊急な課題に対応することを目的とします。

## 事業内容

### ○病院等へのコージェネレーションシステム緊急整備事業

厚生労働省と連携して公募し、ガスコージェネレーションを医療施設又は福祉関係施設に導入する民間団体に対して、設備設置費用の一部を補助します。



## 補助内容

1. 補助対象者：民間団体等
2. 対象事業：病院及び福祉関連施設へのガスコージェネレーション設備を整備する事業。
3. 負担割合：総事業費の1/2を上限とする補助

← 総事業費 →	
環境省	民間事業者
1/2（最大）	1/2

# 災害等非常時にも効果的な港湾地域低炭素化推進事業(国土交通省連携事業)

(担当：総合環境政策局環境計画課)

24年度予算額(案) 14.0億円

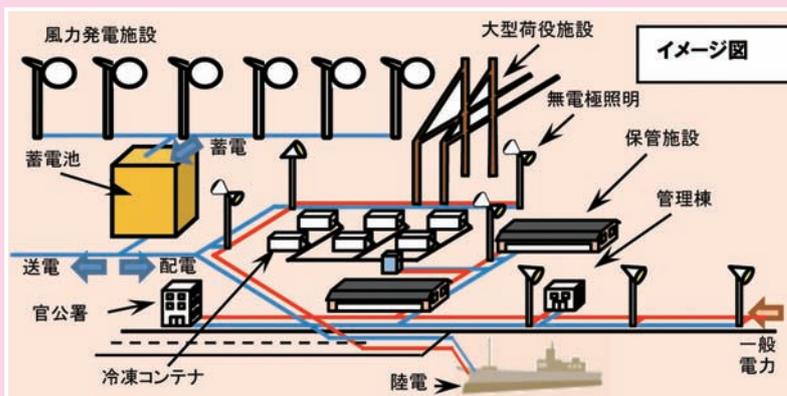
## 目的・意義

埠頭等を有する港湾地域は海・陸上の物流システムが交差する産業活動の拠点として温室効果ガスの排出量が多く、環境省・国土交通省が連携して先進的な取組を推進していくことにより温室効果ガスの効果的な削減が図られることや、災害時における必要な機能の維持・電力需給逼迫への対応の観点からも、再エネの導入や省エネ対策の推進が必要とされていることから、港湾地域における再エネ設備・蓄電池、省エネ設備等を集中的に導入する先進的な取組を支援します。

## 事業内容

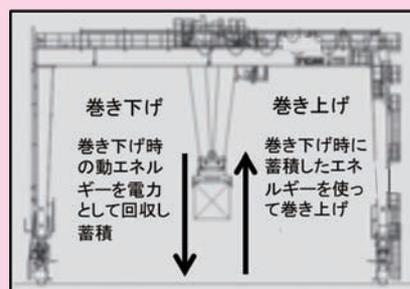
### (1) 実証事業 (10億円)

港湾地域において、海・陸上の物流システム・拠点並びに旅客用施設等を対象に、災害時や電力需給逼迫時においても必要な機能や安全性等を保持するために必要なエネルギーを、風力発電や太陽光発電等の再生可能エネルギー・蓄電池により確保できるシステムを構築するため、モデル的な取組を支援し、必要なエネルギー量や最適なシステム規模、温室効果ガス削減効果や事業性並びに国内外の港湾地域への波及性等を検証します。



### (2) 補助事業 (4億円)

臨海部の低炭素化を推進するため、電力回収装置付トランスファークレーン等の先進的技術の導入に対する支援を実施します。



先進的技術の例 (電力回収装置付トランスファークレーン)

## 補助内容

1. 補助対象者：民間団体

2. 対象事業：

- (1) 港湾地域において災害時や電力需給逼迫時においても必要な機能や安全性等を保持するために必要なエネルギーを再生可能エネルギー・蓄電池により確保できるシステムを構築するため、必要なエネルギー量や最適なシステム規模、温室効果ガス削減効果や事業性並びに国内外の港湾地域への波及性等を検証する事業
- (2) 臨海地域の低炭素な地域づくりを推進する先進的技術を導入する事業

3. 負担割合：

- (1) 国からの委託事業
- (2) 総事業費の 1/2 を上限とする補助



# 先進対策の効率的実施による業務 CO<sub>2</sub> 排出量大幅削減設備補助事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室)

24年度予算額(案) 6.0億円

## 目的・意義

この補助事業は、業務ビル等における CO<sub>2</sub> 排出量削減のため、先進対策の効率的実施を促すものです。CO<sub>2</sub> 排出量の増加が著しい業務用ビル等において、リバースオークションや排出枠の取引といった市場メカニズムの活用により、先進的な設備導入と運用改善を促進し、効率的に CO<sub>2</sub> 排出量を大幅に削減するものです。

本事業を通じて得られる削減に関するデータを活用し、業務部門の削減ポテンシャルを把握し、費用対効果と効率性の高い削減対策について広く情報提供していくこととしています。

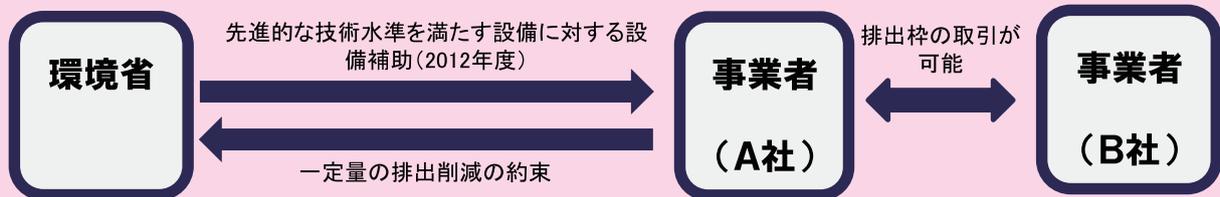
## 事業内容

業務ビル等において、環境省が指定する先進的な技術 (BAT, Best Available Technology) 水準を満たす設備を導入する事業者に対し、設備補助を行います。

・補助申請者には、導入した設備による効果を含む削減目標量を申告していただきます。補助金交付の決定に当たっては、削減量 1 トン当たりの補助額の小さい事業から順番に予算額まで採択する、リバースオークション方式で原則採用します。これにより、費用対効果と効率性の高い削減対策を実施します。

- 2012年度
- ・設備の整備を行います。
  - ・基準年度排出量を算定し、第三者による検証の受審を経て数値を確定します。

- 2013年度  
～
- ・整備した設備を活用し、排出削減に取り組んでいただきます。
  - ・排出量を算定し、第三者の検証を受けて、年度の排出量実績を確定させます。排出量実績に応じた排出枠を期限までに環境省に提出していただきます。その際、目標達成のために、排出枠の取引を行うことが可能です。



## 補助内容

1. 補助対象者：民間団体
2. 補助対象設備・事業：業務ビル等における環境省指定の先進的な技術水準を満たす設備の導入
3. 負担割合：

総事業費	
環境省	民間団体
1/3	2/3